

宮 運 輸 第 7 1 号
令 和 8 年 7 月 6 日

県内レンタカー事業者 殿

宮城運輸支局長
(公印省略)

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」(公表)を踏まえた
対策の実施について(法令遵守の徹底、レンタカー貸渡の際の運転者の確認等)
(通知)

標記について、令和8年7月3日付け東自旅一第158号により自動車交通
部長から別添のとおり通達があったので了知願います。